

○南房総市地区学校再編検討委員会設置要綱

平成20年9月25日

教育委員会告示第18号

改正 平成24年4月20日教委告示第8号

平成26年3月26日教委告示第6号

平成27年3月26日教委告示第5号

令和2年9月25日教委告示第12号

令和4年3月24日教委告示第7号

(設置)

第1条 教育委員会は、市が設置する南房総市立幼稚園、小学校及び中学校（以下「学校」という。）の再編を検討し、学校再編に係る合意を円滑に形成するため、南房総市地区学校再編検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(設置時期)

第2条 委員会は、学校再編に係る検討が必要となったときに設置する。

(組織)

第3条 委員会は、別表左欄に掲げる地区ごとに、それぞれ右欄に定める各地区学校再編検討委員会（以下「地区委員会」という。）により組織する。

2 地区委員会は、委員25人以内で組織し、その委員は、各地区の次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 行政連絡員の代表
- (2) 保護者の代表
- (3) 学校関係者の代表
- (4) 学識経験者

(地区委員会の所掌事務)

第4条 地区委員会は、次に掲げる事項について検討し、教育委員会に意見を提言する。

- (1) 学校の再編時期に関する事項
- (2) 学校の位置に関する事項
- (3) 学校の名称に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地区委員会が必要と認める事項

(任期)

第5条 委員の任期は、地区委員会が設置されている期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項の委員のうち、役職にあることにより委嘱されたものの任期は、当該役職の任期とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 地区委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は、委員の互選によりこれを定めるものとし、副委員長は、委員長が任命する。

- 2 委員長は、地区委員会を統括し、地区委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第7条 地区委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、公開とする。ただし、委員の過半数の同意があるときは、議長は、会議を非公開とすることができる。

(意見等の提出の要求)

第8条 議長は、検討を進めるにあたり必要と認めるときは、会議において関係者の出席を求め、その意見、説明又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第9条 必要に応じ、地区委員会に専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会員は、委員長が選任する。

(報償)

第10条 委員及び第8条の関係者に支給する報償は、日額1,000円とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校再編整備課において処理する。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第7条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行後最初の会議は、教育長が招集する。

附 則 (平成24年4月20日教委告示第8号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日教委告示第6号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日教委告示第5号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月25日教委告示第12号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年3月24日教委告示第7号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

地区	地区委員会
富浦地区	富浦地区学校再編検討委員会
富山地区	富山地区学校再編検討委員会
三芳地区	三芳地区学校再編検討委員会
白浜地区	白浜地区学校再編検討委員会
千倉地区	千倉地区学校再編検討委員会
丸山地区	丸山地区学校再編検討委員会
和田地区	和田地区学校再編検討委員会